

# CCI エクスプレス

会員様へいち早くお役立ち情報をお届けする情報誌です！

462-1号 2024年 12月 20日

新津商工会議所

TEL: 22-0121

FAX: 25-2332

メール: n-cci@fsinet.or.jp



新津商工会議所  
ホームページ



メール配信随時受付中！  
切替はこちらのフォームから

## ～書面で申告書等を提出する皆さまへ～ 令和7年1月からの申告書等の控えへの 收受日付印の押なつについて

国税庁は、e-Tax利用率向上やDXの取組の進捗も踏まえ、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。  
申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いいたします。

※対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、税務署に提出される全ての文書です。

※e-Taxにより申告書等を提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

※その他e-Taxを利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法については、国税庁ホームページをご覧ください。→



## 育児・介護休業法 改正内容について ～令和7年4月1日から段階的に施行～

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの法改正が行われました。

### 令和7年4月1日から施行

- ①子の看護休暇の見直し
- ②所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
- ③短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加
- ④育児のためのテレワークの導入
- ⑤育児休業取得状況の公表義務適用拡大
- ⑥介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- ⑦介護離職防止のための雇用環境整備
- ⑧介護離職防止のための個別周知・意向確認等
- ⑨介護のためのテレワーク導入



### 令和7年10月1日から施行

- ⑩柔軟な働き方を実現するための措置等
- ⑪仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください →



## 新津地域向け会報誌「にいつホットステーション」 ”クローズアップ会員”で自社PRしませんか？

毎月当所が発行している会報誌「にいつホットステーション」では、会員事業所を周知する目的で「クローズアップ会員」コーナーを設けております。商品・製品・事業所にまつわるエピソード、会社のPRなど自由にご掲載いただけます。

自社PRをお考えの事業所様、ぜひご活用ください！

- ◆発行日 毎月上旬
- ◆配布方法 旧新津市、小須戸地区、矢代田地区、江南区嘉瀬の  
およそ16,270世帯に新聞折込にて配布
- ◆掲載料 無料
- ◆掲載字数 題（タイトル）+ 文章350～400文字程度  
※写真2枚まで掲載可



(掲載例)にいつホット  
ステーション12月号

\*\*ご希望の方は、新津商工会議所会報担当までお申し込みください\*\*

<会報担当：近藤・甲田>

## 自宅やオフィスから 法人市民税・事業所税の申告ができます

eLTAXを利用すると、インターネットから電子で申告・申請・納付することができます。利用方法など詳しくは、ホームページをご覧ください。

### 【以下の手続きが可能です】

- 法人市民税  
確定、中間、予定等の申告、法人設立・設置(新設)異動届出、法人市民税納税期限等延長申請
- 事業所税  
(修正)申告、事業所用家屋貸付等申告
- 税目共通  
更正請求、申告書の提出期限の延長の承認申請、納税管理人申告(申請)



ホームページはこちら

新潟市市民税課法人・諸税係  
☎025-226-2249  
※eLTAXについては、  
ホームページをご覧ください。

## 年末年始の当所休日について (12月28日～1月5日)

当所の年末年始の休日は、12月28日(土)から1月5日(日)までとなります。休日期間中のFAXまたはメールによるお問い合わせは、1月6日(月)以降に順次回答させていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。



新津商工会議所  
ホームページ



メール配信随時受付中！  
切替はこちらのフォームから

## 経営改善貸付（マル経融資） （貸上げ貸付利率特例制度あり ※利下げ）

制度名	融資限度額	使途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.65% ※12/1現在 特例:上記利率-0.5%(2年間)

〔マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。〕

### 【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

### 【特例：貸上げ貸付利率特例制度の対象者について】

創業後3ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者に限ります。



～制度のご利用について、お気軽にご相談下さい！～

<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

## 資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。当所経営指導員までご予約をお願いいたします。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）  
・1月 7日（火） ・2月 4日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）  
・1月14日（火） ・2月18日（火）

<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

## 【年末調整個別相談会】のご案内

～事前にご予約をお願い致します～

- ◆日時 令和7年1月14日（火）・15日（水）  
9:30～12:00/13:00～16:00 ※予約は30分単位
- ◆会場 新津商工会議所3F
- ◆対象 新津地域で個人事業を営む方 ※税理士関与の方はご遠慮下さい
- ◆持ち物
  - ①年末調整の書類一式（税務署より郵送済み）
  - ②令和6年分所得税源泉徴収簿（ご記入の上、ご持参下さい）
  - ③生命保険料・地震保険料・社会保険料（国民年金・介護保険・国民健康保険等）の各控除証明書または払込金額の確認ができるもの
  - ④給与支払者および給与受給者のマイナンバーの番号
  - ⑤扶養親族や控除対象配偶者等の氏名・生年月日・マイナンバーの番号



※三密を回避するために、30分ごとの予約制にさせていただきます。ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

## 20・10・0（に一まる・いちまる・ゼロ）運動 宴会時の食品ロス削減を行う飲食店を募集中

市では、宴会開始後20分と終了10分前は自席について食べ残しをゼロにする同運動に、市内飲食店と一体的に取り組んでいます。趣旨に賛同し、食品廃棄の減量をめざす飲食店を募集しています。登録すると飲食店の紹介文が市HPに掲載されます。



← エントリーはこちら

初めて新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）をご利用になる方は利用者登録が必要です。

<お問い合わせ：新潟市 循環社会推進課（TEL：025-226-1391）>

## ～小規模企業の経営者の皆さまへ～

### 退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済

小規模企業共済制度とは、個人事業主が廃業した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。税制面で大きなメリットがあります！

- ◆掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
- ◆掛金は月額1,000円から70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後に増額・減額ができます。
- ◆共済金は、退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなります。



<お問い合わせ：新津商工会議所（阿部・甲田）>